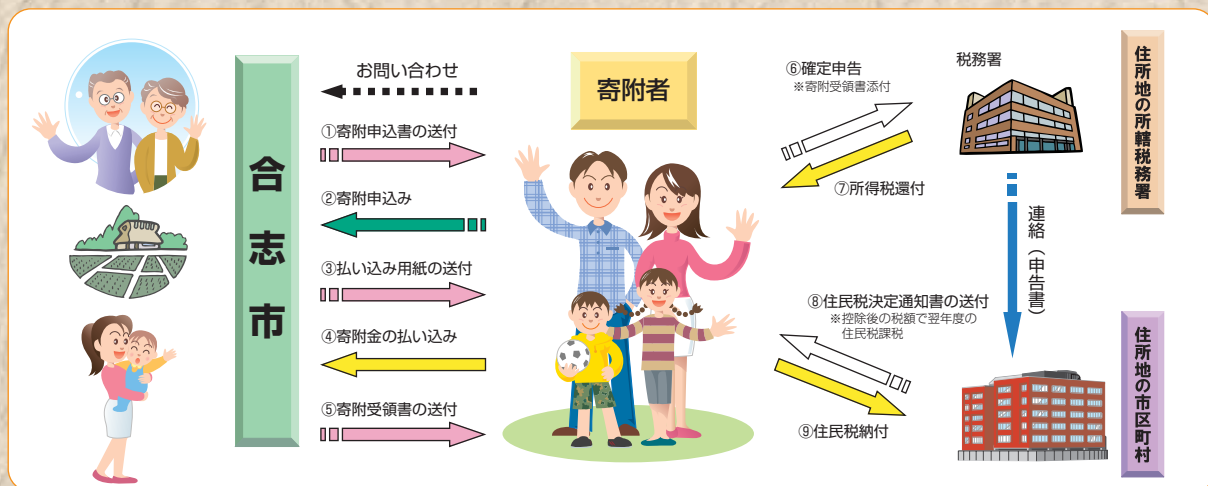


ふるさと納税制度が始まりました。

出身地など応援したい地方自治体へ寄附された場合、現在お住まいの市町村の個人住民税や所得税が一定限度まで控除(※)される仕組みとなっています。

※寄附金のうち、5千円を超える額については、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、翌年度の個人住民税から特例控除されるよう寄附金税制が拡充されました。



○夫婦子ども2人(うち1人は特定扶養)の給与所得者の場合

年収700万円、所得税率10%
個人住民税(所得割額):293,500円

A 寄付額		30,000円
B 税の軽減額		25,000円
内訳	所 得 税	2,500円
	個人住民税	22,500円
C 自己負担額		5,000円



合志市の特産品

合志市では、寄附をされた方に対して、全員の方々に「お礼状」を送付するとともに、3万円以上を寄附された方には※「5千円相当の合志市の特産品」をプレゼントしたいと考えています。この制度の普及に関しても、市のホームページや広報誌でPRするとともに、ふるさとを離れ全国各地にご在住の方々にもお声をかけてまいります。
※合志市の特産品は現在厳選中

お知らせ

次回の定例会は9月開催となります。
ぜひ、傍聴においでください。

議会だよりに対するご意見は

合志市議会事務局 電話 096-248-1111(代表)
248-2038(直通)
Fax 096-248-2047
メールアドレス gikai@city.koshi.lg.jp

議会広報調査 特別委員会

委員長 丸内三千代
副委員長 濱口 正暁
委員 来海 恵子
// 坂本 武人
// 濱元幸一郎

先日、柔道男子66kg級日本代表の合志市出身、内柴正人選手の壮行会がヴィーブルで開催された。ご存じの通り、アテネ五輪で彗星の如く登場し、オール一本勝ちという快挙を成し遂げ金メダルを日本にもたらした郷土の英雄である。壮行会の中で、柔道少年からの「試合前はどんな気持ちですか」という質問に、「恐怖とプレッシャーで一杯ですが、その緊張を紛らわさず、実感する事が重要だと思います」と穏やかな顔で答える。苦境から目をそらしがちな昨今、どんな状況とも向き合い、逃げない金メダリストの姿勢が印象に残った。北京で連覇を狙う柔道家内柴正人。この心優しき気さくな郷土の英雄がこの夏、世界の檜舞台で我々に何を教えてくれるのか注目である。

編集後記



合志市議会だより きすな
No.10 2008年7月31日

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140
TEL(096)248-2038 URL www.city.koshi.lg.jp/
発行/合志市議会 編集/議会広報調査特別委員会